

横浜バンクカード保証委託約款

第1条（保証債務の履行）

横浜バンクカード会員規定に定める本会員ならびに家族会員（以下「会員」といいます。）が横浜バンクカード取引により、株式会社横浜銀行（以下「銀行」といいます。）に対して負担する債務（以下「カード債務」といいます。）についてその履行を怠り、銀行から横浜信用保証株式会社（以下「当社」といいます。）に保証債務の履行を求められたときは、当社は事前の通知なくして弁済することができるものとします。

第2条（求償の範囲）

当社が銀行に対して保証債務を履行したときは、会員はつぎの各号に定める金員を当社にただちに支払っていただきます。

（1）当社が銀行に弁済したカード債務の元金、利息、損害金、手数料および費用。

（2）当社が弁済のために要した費用。

前各号により当社が支出した金員に対する年14.6%の割合による損害金（年365日の日割計算）。

第3条（費用負担）

当社が求償権の保全ならびに行使、または担保の取得、取立もしくは処分に要した費用はすべて会員が負担するものとします。

第4条（管轄裁判所の合意）

本約定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上

（平成24年11月）